

千代田区競争入札参加に係る区内支店等の認定基準

平成 27 年 3 月 31 日
26 千政契約発第 536 号

(目的)

第 1 条 この基準は、千代田区（以下「区」という。）が実施する競争入札において、区内に支店等を有することを参加の要件とするものについて、これを判定する上での基準を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、「区内支店等」とは、本店以外で常時契約を締結する区内にある支店又は支社等の営業所をいう。

2 前項に規定する「常時契約を締結する」とは、恒常的に見積り、入札、契約締結等契約に係る実体的な行為を行うことをいう。

(認定要件)

第 3 条 区内支店等として認定する上で必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建物の所有権は、法人又は代表者が有していること。建物を賃借している場合は、法人又は代表者の名義で賃貸借契約等がされていること。
- (2) 建物外部、入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。
- (3) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が存在し常駐していること。
- (4) 常時連絡が取れる体制になっていること。なお、配置人員が単に取り次ぐだけの連絡員等である場合、又は、本店や他の支店等に電話及び郵便物が転送されている場合は、当該基準に適合しない。
- (5) 登録業種に係る法定の専任の技術者が必要な場合は、常駐で配置していること。
- (6) 事務等を執り行える什器、備品、複写機、通信機器等が設置されていること。

(実態調査)

第 4 条 区は、必要に応じて区内支店等の実態調査を行うことができる。

- 2 実態調査の結果、区内支店等が認定要件を満たしていないことが判明した場合は、これを区内支店等として扱わないものとする。
- 3 事業者が第 1 項の実態調査を拒否又は妨害した場合は、これを区内支店等として扱わないものとする。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。